

平成21年2月

鶴原製薬株式会社

第十五改正日本薬局方第一追補 収載医薬品の取り扱いについて

拝啓、時下益々ご清祥の段お慶び申し上げます。

平素は弊社製品に格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の第十五改正日本薬局方第一追補（以下「第一追補」）については平成19年9月28日付厚生労働省告示第316号により示されたところですが、この「第一追補」に収載された医薬品の取り扱いに関する経過措置期間が本年3月31日で終了致します。

従いまして、下記の製品には日本薬局方収載医薬品として薬事法第50条第2号及び第5号により定められた表示が必要となります。この表示のなされていない製品は平成21年4月1日以降の陳列・販売は出来なくなりますので、ご注意頂きますようお願い申し上げます。

敬具

記

新たな表示が必要となる製品

製 品 名	必要となる表示事項
スールキット	日本薬局方 クロルフェネシンカルバミン酸エステル錠
スールキット錠 250mg	
セチリジン塩酸塩錠 5mg 「ツルハラ」	日本薬局方 セチリジン塩酸塩錠
セチリジン塩酸塩錠 10mg 「ツルハラ」	
デムナット錠 0.5mg	日本薬局方 エチゾラム錠
レスポリート錠 50mg	日本薬局方 ラベタロール塩酸塩錠
レスポリート錠 100mg	

以 上